

第6章

商業

(平成19年、平成28年:6月1日現在、
平成24年:2月1日現在、平成26年:7月1日現在)

■ 商業の推移

年	事業所数	従業者数	年間商品 販売額 (百万円)	売り場 面積(m ²) (小売業のみ)
	総数	総数(人)		
平成19年	475	2,477	49,516	50,841
平成21年	476	2,794	—	—
平成24年	351	1,880	37,539	42,205
平成26年	336	2,180	78,969	36,723
平成28年	344	2,313	83,551	41,195

資料:平成19、26年:宮城県の商業(卸売・小売業)
平成21年:経済センサスー基礎調査
平成24、28年:経済センサスー活動調査

■ 事業所数、卸売・小売業別事業所数、従業員数、年間商品販売額及び増減率

(1) 総数

年	事業所数 (事業所)	増減率 (%)	従業員数 (人)	増減率 (%)	年間商品 販売額 (百万円)	増減率 (%)
平成19年	475	△ 13.9	2,477	△ 16.1	49,516	△ 2.6
平成24年	351	△ 26.1	1,880	△ 24.1	37,539	△ 24.2
平成26年	336	△ 4.3	2,180	16.0	78,969	110.4
平成28年	344	2.4	2,313	6.1	83,551	5.8

(2) 卸売業

年	事業所数 (事業所)	増減率 (%)	従業員数 (人)	増減率 (%)	年間商品 販売額 (百万円)	増減率 (%)
平成19年	52	△ 16.1	330	△ 22.7	13,538	△ 15.6
平成24年	50	△ 3.8	273	△ 17.3	12,151	△ 10.2
平成26年	48	△ 4.0	564	106.6	51,016	319.9
平成28年	50	4.2	554	△ 1.8	52,996	3.9

(3) 小売業

年	事業所数 (事業所)	増減率 (%)	従業員数 (人)	増減率 (%)	年間商品 販売額 (百万円)	増減率 (%)
平成19年	423	△ 13.7	2,147	△ 15.0	35,978	3.4
平成24年	301	△ 28.8	1,607	△ 25.2	25,388	△ 29.4
平成26年	288	△ 4.3	1,616	0.6	27,952	10.1
平成28年	294	2.1	1,759	8.8	30,556	9.3

資料:平成19、26年:宮城県の商業(卸売・小売業)
平成24、28年:経済センサスー活動調査

■ 従業者規模別事業所数, 従業者数

(単位:事業所・人)

	従業者規模別	事業所数				従業者数			
		計	法人	個人	その他	計	法人	個人	その他
平成19年	総数	475	219	256	—	2,477	1,898	579	—
	1～2	232	—	—	—	372	—	—	—
	3～4	107	—	—	—	355	—	—	—
	5～9	85	—	—	—	573	—	—	—
	10～19	36	—	—	—	473	—	—	—
	20～29	8	—	—	—	198	—	—	—
	30～49	4	—	—	—	170	—	—	—
	50～99	1	—	—	—	58	—	—	—
	100人以上	2	—	—	—	278	—	—	—
平成21年	総数	478	215	248	2	2,794	1,908	655	9
	1～4	330	99	224	1	731	264	451	2
	5～9	87	67	16	1	549	431	90	7
	10～19	39	31	7	—	480	378	94	—
	20～29	10	9	1	—	240	220	20	—
	30～49	6	6	—	—	230	230	—	—
	50～99	1	1	—	—	55	55	—	—
	100人以上	3	2	—	—	509	332	—	—
	平成24年	総数	416	202	209	5	2,457	1,867	548
1～4		286	92	190	4	630	—	384	11
5～9		80	68	12	—	513	—	67	—
10～19		33	26	7	—	422	—	97	—
20～29		6	6	—	—	143	—	—	—
30～49		5	4	—	1	188	—	—	31
50～99		2	2	—	—	129	—	—	—
100人以上		3	1	1	—	432	—	—	—
出向・派遣従業者のみ		1	1	—	—	—	—	—	—
平成26年	総数	400	208	189	3	2,729	2,177	544	8
	1～4	269	99	167	3	595	256	331	8
	5～9	74	61	13	—	492	401	91	—
	10～19	37	29	8	—	461	359	102	—
	20～29	12	11	1	—	286	266	20	—
	30～49	3	3	—	—	132	132	—	—
	50～99	2	2	—	—	133	133	—	—
	100人以上	3	3	—	—	630	630	—	—
	平成28年	総数	390	214	173	3	2,587	2,061	518
1～4		260	95	155	2	562	249	310	3
5～9		64	53	8	1	410	352	53	5
10～19		53	43	9	—	701	572	129	—
20～29		6	5	1	—	155	129	26	—
30～49		2	2	—	—	68	68	—	—
50～99		3	2	—	—	215	215	—	—
100人以上		2	2	—	—	476	476	—	—

資料:平成19年:宮城県の商業(卸売・小売業)
平成21、26年:経済センサス基礎調査
平成24、28年:経済センサス活動調査

■ 平成28年産業分類細分類別事業所数・従業者数・年間商品販売額等

産業分類細分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額
		人	百万円
総数	344	2,313	83,551
卸売業計	50	554	52,996
50 各種商品卸売業	-	-	-
51 繊維・衣服等卸売業	-	-	-
511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	-	-	-
512 衣服卸売業	-	-	-
513 身の回り品卸売業	-	-	-
52 飲食料品卸売業	14	56	1,161
521 農畜産物・水産物卸売業	4	8	67
522 食料・飲料卸売業	10	48	1,094
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	14	71	5,514
531 建築材料卸売業	6	20	663
532 化学製品卸売業	1	5	X
533 石油・鉱物卸売業	2	23	X
534 鉄鋼製品卸売業	-	-	-
535 非鉄金属卸売業	2	16	X
536 再生資源卸売業	3	7	352
54 機械器具卸売業	10	88	5,405
541 産業機械器具卸売業	3	9	X
542 自動車卸売業	5	66	2,213
543 電気機械器具卸売業	2	13	X
549 その他の機械器具卸売業	-	-	-
55 その他の卸売業	12	339	40,916
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	2	6	X
552 医薬品・化粧品等卸売業	3	308	39,246
553 紙・紙製品卸売業	2	14	X
559 他に分類されない卸売業	7	25	X

資料:平成28年経済センサスー活動調査

※ 管理・補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲介手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲介手数料のいずれの金額もない事業所は含まない

■ 平成28年産業分類細分類別事業所数・従業者数・年間商品販売額等(つづき)

産業分類細分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	売場面積
		人	百万円	m ²
小売業計	294	1,759	30,556	41,195
56 各種商品小売業	1	6	X	X
561 百貨店、総合スーパー	-	-	-	-
569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	1	6	X	X
57 織物・衣服・身の回り品小売業	30	95	1,111	4,181
571 呉服・服地・寝具小売業	4	9	25	161
572 男子服小売業	2	6	X	X
573 婦人・子供服小売業	14	45	798	3,341
574 靴・履物小売業	2	5	X	-
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	8	30	197	X
58 飲食料品小売業	116	719	11,940	15,582
581 各種食料品小売業	12	264	7,010	11,477
582 野菜・果実小売業	14	45	338	386
583 食肉小売業	4	15	167	X
584 鮮魚小売業	6	11	80	-
585 酒小売業	11	40	709	1,331
586 菓子・パン小売業	20	54	295	330
589 その他の飲食料品小売業	49	290	3,340	X
59 機械器具小売業	31	196	5,127	1,631
591 自動車小売業	20	149	4,175	459
592 自転車小売業	3	6	17	-
593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)	8	41	935	1,172
60 その他の小売業	107	719	X	X
601 家具・建具・畳小売業	5	14	89	1,020
602 じゅう器小売業	3	6	22	66
603 医薬品・化粧品小売業	26	163	3,782	4,999
604 農耕用品小売業	4	17	305	178
605 燃料小売業	20	118	4,655	1,160
606 書籍・文房具小売業	5	192	883	42
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	5	25	122	125
608 写真機・時計・眼鏡小売業	6	15	99	365
609 他に分類されない小売業	33	169	X	X
61 無店舗小売業	9	24	435	-
611 通信販売・訪問販売小売業	8	22	X	-
612 自動販売機による小売業	-	-	-	-
619 その他の無店舗小売業	1	2	X	-

資料:平成28年経済センサスー活動調査

資料：経済センサスー活動調査

〔用語解説〕

1. 事業所（卸売業・小売業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）
例えば家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。「代理商，仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3. 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R-

サービス業（他に分類されないもの）とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

- ⑤ ガソリンスタンド

- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

4. 従業者

調査期日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいう。

- ① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

- ② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

- ③ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

- ④ 常用雇用者

以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている人

イ 期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人

5. 年間商品販売額

1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含まない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含む。

6. 売場面積（法人組織の小売業のみ）

調査期日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。